

## 目 次

# 第4期

## 静岡県地域福祉支援計画 (案)



令和3年3月

静 岡 県

I 共生の意識づくり	20
1 「地域共生」の意識の醸成	20
(1) 企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成	
(2) 「子育ては尊い仕事」の理念の浸透	
(3) ふじのくに型人生区分の普及・啓発	
(4) 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透	
2 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進	26
(1) 地域における福祉教育の推進	
(2) 家庭教育の支援の促進	
(3) 豊かな人間性を育む食育の推進	
(4) 幼少期からの福祉体験の推進	
(5) 家庭教育支援や福祉教育を推進する人材の育成	
3 学校における福祉教育の推進	29
(1) 教育機関における福祉教育・学習の推進	
(2) 共生・共育のこころの学び	
(3) 学校と地域やNPO等との連携・協働の充実	
II 共生の地域づくり	32
1 住民の地域活動への参加・交流の促進	32
(1) 市町地域福祉計画の推進支援	
(2) 住民主体の支え合いによる地域活動の推進	
(3) 地域における相談・見守り体制の充実	
(4) 多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進	
(5) 在住外国人と共生する豊かな地域づくり	
(6) コミュニティづくりの支援	
(7) 地域のネットワークづくりの促進	
(8) 健康・福祉、地域活動に関する情報提供の充実	
2 多様な主体による双方型の地域活動の推進	42
(1) 県・市町社会福祉協議会の活動の充実	
(2) 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり	

### 第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
(1) 計画の役割	
(2) 計画の性格	
3 計画の期間	3
静岡県地域福祉支援計画・市町地域福祉計画概念図	4

### 第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題

1 地域福祉を取り巻く社会状況	5
(1) 人口構造の変化	
①少子高齢化の進行	
②家族構成の変化	
(2) 県民意識の状況	
(3) 地域の生活課題の状況	
2 地域福祉を取り巻く現状と課題	12
3 取組の方向性	12

### 第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念	15
2 基本目標（目指すべき将来像）	15
3 施策体系	15
4 施策の方向	15
(1) 共生の意識づくり	
(2) 共生の地域づくり	
(3) 福祉の基盤づくり	
5 地域福祉を推進する各主体の役割	17

### 第4章 施策の推進

施策体系図	19
-------	----

(3) ボランティア・NPO等による地域活動の推進	
(4) 企業等による地域貢献活動の推進と連携強化	
(5) 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進	
(6) 寄附や共同募金等への理解と取組の促進	
(7) 多分野連携・協働による地域活動団体への取組の支援	

3 ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進	50
(1) 福祉のまちづくり条例の普及啓発	
(2) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	
(3) 安心して利用できる製品やサービス・情報の提供	
(4) お互いを尊重し、共生する社会づくり	

4 新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進	54
(1) 地域防災活動の推進	
(2) 災害時要配慮者への支援体制の強化	
(3) 地域防災に係る情報提供の推進	
(4) 災害時の広域支援ネットワークの構築	
(5) 被災後の生活再建への支援	
(6) 災害ボランティア活動の促進	
(7) 安全・安心のまちづくりの推進	

### III 福祉の基盤づくり

1 包括的な支援体制構築の推進	62
(1) 分野横断的な包括的相談支援体制構築の支援	
(2) 生活・就労・居住支援等の社会参加への支援	
(3) 各福祉分野の包括的な支援施策の推進	
(4) ふじのくに型福祉サービス等の推進	
(5) 難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進	
(6) 福祉・保健・医療サービスの一体的な提供の支援	

2 希望や自立につなぐセーフティネットの整備	74
(1) 生活援護を必要とする人への支援の充実	
(2) 生活困窮者の自立支援対策の充実	
(3) 子どもの貧困対策の推進	
(4) 自殺総合対策の推進	

(5) 社会的孤立の防止	
<u>3 権利擁護の推進</u>	82
(1) 成年後見制度の利用促進	
(2) 日常生活自立支援事業の促進	
(3) 児童・高齢者、障害児者の虐待やDV被害防止対策の推進	
(4) 消費者被害等の防止に向けた取組の推進	
<u>4 福祉サービスを担う人材の養成・確保</u>	88
(1) 福祉・介護人材の確保と定着支援	
(2) 福祉・介護人材養成の推進	
(3) 外国人介護人材の確保	
(4) 県社会福祉人材センターの機能強化	
<u>5 福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上</u>	94
(1) 苦情解決体制の整備促進	
(2) 福祉サービス第三者評価等の推進	
(3) 社会福祉事業の健全な運営の確保を図るための指導監査等の実施	
(4) 福祉サービスの情報の公表	
<b>第5章 計画の推進</b>	
1 計画の推進体制	96
(1) 庁内連携による取組の推進	
(2) 外部会議等を活用した意見聴取	
(3) 関係機関等との情報交換等による状況把握と取組の支援	
2 目標設定と進捗管理	96
(1) 目標設定	
(2) 進捗管理	
3 数値目標	97

#### 【参考資料】

I 地域福祉を取り巻く状況と課題（補記）	102
1 各福祉分野の取り巻く社会状況	
(1) 子どもを取り巻く状況	
①家庭環境と就労環境の状況	

②子育て環境の状況	
(2) 高齢者を取り巻く状況	
(3) 噴霧のある人を取り巻く状況	
(4) 生活困窮者等を取り巻く状況	
(5) その他福祉を取り巻く状況	
①成年後見制度等の利用状況	
②DV（ドメスティック・バイオレンス）の相談状況	
③各福祉分野別の相談体制の状況	
④広域的支援が必要な方への対策の状況	
⑤福祉・介護分野における人材不足の状況	
⑥県内の在住外国人の状況	
⑦福祉のまちづくりの推進状況	
⑧災害対策の状況	
⑨自殺者対策の状況	
⑩ひきこもり対策の状況	
2 地域福祉活動の状況	123
(1) 民生委員・児童委員の活動状況	
(2) 地域活動団体の登録の状況	
II 静岡県地域福祉支援計画の改定経過	125
III 静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部設置要綱	126
IV 静岡県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱	128
V 計画に位置付ける施策とSDGsの関連	130
VI 社会福祉法（抄）	131

#### コラム紹介（No）

No	題名	活動団体等	所在地	掲載頁
1	「支えあいとわかちあい・おかげさま」の町へ	りょうしんじ 龍津寺	静岡市	22
2	やさしさでつながる福祉（しあわせ）のまち「福祉のまちづくり絵画コンクール」	ふじのくに健康福祉 キャンペーン推進協議会	県内	23
3	持続可能な地域づくりの実践	株式会社LCウェルネス	浜松市	24
4	居場所づくりをサポート	さわやか静岡	県内	35
5	誰でも、いつきても、何時に帰っても	くるらの家	沼津市	35
6	自由な集まりから課題解決型の住民組織に	悠遊俱楽部	袋井市	37
7	県営住宅を活用した居場所づくり	県営光ヶ丘団地 (居場所101)	三島市	39
8	外国人散在地域で多文化共生を目指す	のびっこクラブみしま	三島市	40
9	社会とつながる、互いにつながる 介護サービス	NPO法人WAC清水 さわやかサービス	静岡市	45
10	高齢化の先進地が行う居場所活動	浜松市社会福祉協議会 天竜地区センター	浜松市	46
11	社会参加支援の取組 みんなが笑顔で働ける職場づくり	株式会社カクト・ロコ	浜松市	49
12	地域と連携し、「高齢者・障害のある人の観光 をサポート」「ラクタビスト」	NPO法人みんなの家	西伊豆町	53
13	災害ボランティア団体、社協、行政の 3者連携	富士市災害ボランティア 連絡会	富士市	61
14	多職種の専門職の連携から解決へのサポートへ 「医療・福祉・司法、なんでもかんでも相談会」	静岡市清水医師会	静岡市	67
15	地域で取り組む高齢者が安心して暮らせる まちづくり	藤枝市西益津地区社会福祉 協議会	藤枝市	69
16	公共施設を活用した複数の相談事業所が連携 する相談体制	社会福祉法人天竜厚生会 生活困窮者自立相談支援センター	浜松市	71
17	地域医療と連動した地域包括ケアの推進 「シズケア*かけはし」	静岡県医師会	静岡市	73
18	困った時に困らない 相互扶助の社会づくり	NPO法人 青少年就労支援 ネットワーク静岡	静岡市	79
19	ひきこもり当事者と家族が安心して暮らせる ために	KHJ静岡県いっくす会	静岡市	81

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

### <静岡県地域福祉支援計画策定の経緯>

○本県では、社会福祉法による計画策定の法定化に先立ち、平成元年10月に「静岡県地域福祉推進計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。  
○平成15年4月の社会福祉法改正により、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定が規定され、本県においては、平成18年3月に「静岡県地域福祉支援計画」（計画期間：平成18年度から平成22年度）を策定しました。その後、3期にわたる計画の策定を行い、地域福祉を取り巻く社会状況の変化や地域の実情を踏まえ、広域的な見地から市町における地域福祉計画に基づく地域福祉の推進を支援してきました。

### <第4期静岡県地域福祉支援計画の趣旨>

○少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などから、地域において個人や世帯を取り巻く生活課題は、介護、育児、就労、住まい、家族関係、生活困窮などの複数の分野にまたがり「複合化」し、雇用形態やライフスタイルの変化から「多様化」しています。さらに、ごみ屋敷や大人のひきこもりなどの「制度の狭間」の問題が生じ、これまでの分野別、属性別の制度の枠組みでは課題解決が困難な事案が増えています。  
○今後、核家族化や世帯の単身化・高齢化が一層進み、社会から孤立し、支援につながりにくい個人や世帯が増加することが懸念されます。また、人口減少の本格化により、社会経済のあらゆる分野で担い手が不足することが見込まれます。こうしたことから、地域のつながりの再構築や地域活動の担い手の育成・確保などの持続可能な社会づくりへの取組が必要です。  
○このような社会変化に対応するため、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）において、国は、「地域共生社会」の実現を提言し、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することを今後の取組の方向として示しました。  
○平成29年6月の改正社会福祉法において、分野や属性に関わらず、地域の生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、住民主体の地域づくりや多機関協働による包括的な相談支援体制づくりを主な内容とする、市町の包括的支援体制の構築が努力義務とされました。この市町の包括的支援体制の構築を一層進めるため、令和2年6月の改正社会福祉法において、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者といった各福祉分野を超えて相談支援、参加支援、

地域づくりに向けた支援を一体的に行う新たな事業及びその財政支援などが盛り込まれ、令和3年4月から市町の任意事業として施行されることとなりました。

○本県においても、地域の実情などを踏まえ、地域共生社会の実現に向けて市町の包括的支援体制の構築を支援するものとし、本県の地域福祉を推進することを目的に、第4期静岡県地域福祉支援計画を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

### (1) 計画の役割

本計画は、社会福祉法第108条の規定に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として、市町の地域福祉計画の達成や地域福祉の推進に関する取組を広域的な見地から支援するための計画であり、本県の地域福祉施策の方向性を示す計画です。

(参考) 社会福祉法第108条第1項 拠抜

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通じて広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

※下線は法改正に関する部分（平成30年4月、令和3年4月施行）

### (2) 計画の性格

本計画は、静岡県総合計画「新ビジョン」の分野別計画に位置付けられるものであり、「ふじのくに長寿社会安心プラン」、「ふじのくに障害者しあわせプラン」、「ふじさんっこ応援プラン」などの関連する個別計画との整合や保健・医療、住宅、交通、教育、商工等の関連計画・施策との連携を確保するとともに、高齢者、障害のある人、子どもなどの福祉に関し、共通して取り組むべき事項や市町の包括的支援体制構築の支援に係る事項などについて地域福祉の視点から分野横断的に定めるものです。

## 3 他の個別福祉計画の概要

「ふじのくに長寿社会安心プラン」は、地域包括ケアの実現に向けた3年間の施策の方向性と具体的な取組を定めた計画であり、老人福祉法に基づく「静岡県老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「静岡県介護保険事業支援計画」に位置付けられます。
「ふじのくに障害者しあわせプラン」は、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3計画を包含する計画であり、『障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現』を目指し、障害に対する理解と相互交流の促進、多様な障害に応じたきめ細かな支援、地域における自立を支える体制づくりを柱として施策を推進します。
「ふじさんっこ応援プラン」は、子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策行動計画、県子どもの貧困対策計画の3計画を包含した計画であり、『子育ては尊い仕事～社会全体で、未来を担う子どもと家庭を応援～』を基本理念とし、結婚や出産の希望がかなえられ、安心して子どもを育てることのできる社会やすべての子どもが大切にされる社会の実現を目指し、保育所の待機児童解消や子どもの安全・安心につながる様々な施策を推進します。
「ひとり親家庭自立促進計画」は、『ひとり親家庭の自立と“安心と希望がある暮らし”的実現』を基本理念とし、就業支援、経済的支援、子育て・生活支援及び安心につながる支援を推進します。
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」（DV防止基本計画）は、『DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して』を基本理念とし、広報・啓発から、相談体制づくり、安全な保護の実施、被害者の自立まで、関係機関が連携して推進します。

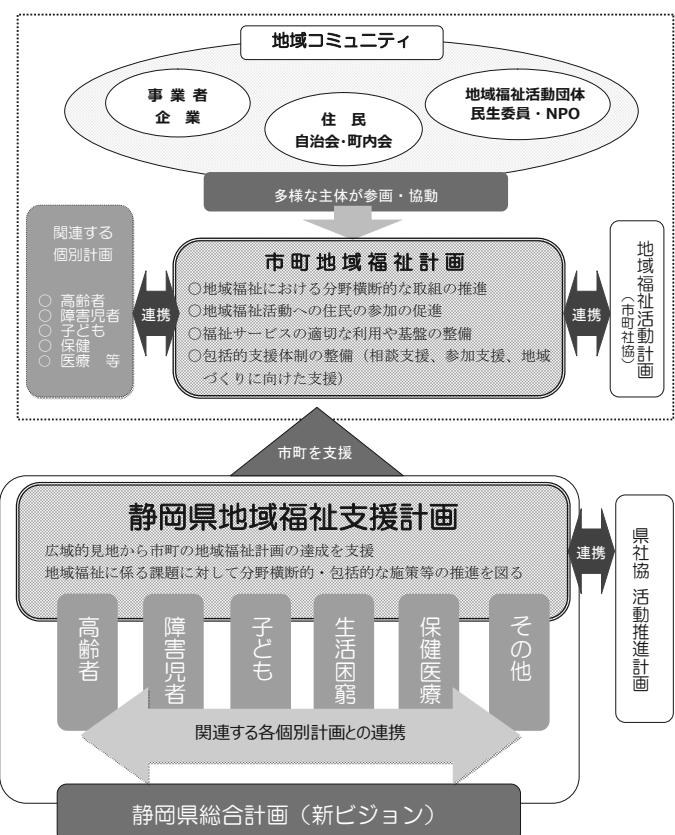
## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、3年で中間見直しを行います。

なお、社会状況の変化や社会保障・社会福祉制度の改正などの動向を踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じ計画の見直しを行います。

第3期計画（5年） 平成28年度～令和2年度	第4期計画（6年） 令和3年度～令和8年度
---------------------------	--------------------------

## 静岡県地域福祉支援計画・市町地域福祉計画 概念図



## 第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題

### 1 地域福祉を取り巻く社会状況

#### (1) 人口構造の変化

##### ①少子高齢化の進行

平成 19 (2007) 年に始まった人口減少は加速し、現在、人口減少社会を迎えてます。この人口減少は、人口規模の縮小だけでなく、人口構造の大きな変化をもたらしていきます。

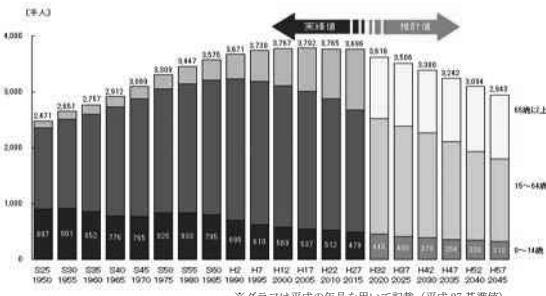
本県の出生数は、第 2 次ベビーブーム期には 6 万人台でしたが、それ以降は、減少傾向にあり、令和元 (2019) 年の出生数は 23,457 人となっています。本県の合計特殊出生率は、平成 15 (2003)・平成 16 (2004) 年の 1.37 を底に、緩やかに回復傾向にありますが、近年は、平成 30 (2018) 年の 1.5、令和元 (2019) 年の 1.44 と横ばいで推移し、依然として人口置換水準 (約 2.1) には及ばない状況にあります。

このように少子化が進行し、生産年齢人口の減少が進む一方で、平均寿命の伸長もあいまって急速に高齢化が進んでいくことが見込まれます。

令和 27(2045) の本県の人口構成は、年少人口 10.8%、生産年齢人口 50.3%、高齢者人口 38.8% と推計され、高齢者は、現在の 4 人に 1 人の割合から 3 人に 1 人を上回る割合となり、超高齢社会が一層進むことになります。

#### 本県の人口の推移と将来推計

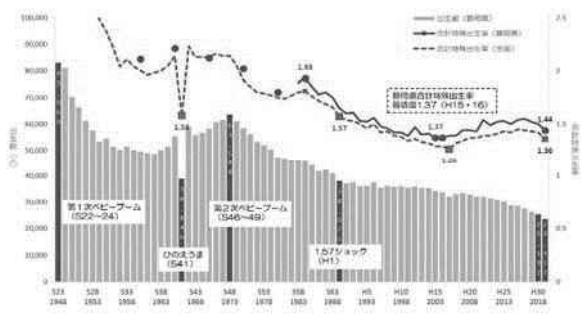
国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年までの傾向が継続すると仮定した場合、本県の人口は、令和 27 (2045) 年には現より約 70 万人少ない 294 万 3 千人になると推計されています。



資料：総務省「国勢調査」  
※グラフは平成の年号を用いて記載（平成 27 基準値）

推計値は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」（平成 30 年 3 月推計）

本県の出生数、本県及び全国の合計特殊出生率

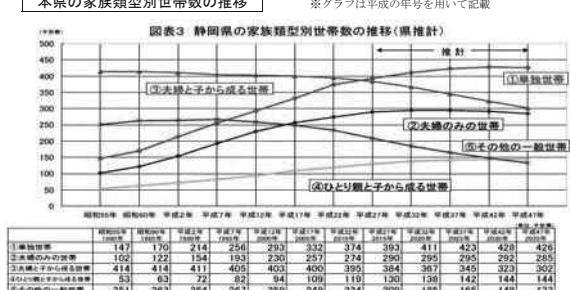


資料：静岡県の出生数と合計特殊出生率の推移〔出所：厚生労働省「人口動態統計〕

#### ②家族構成の変化

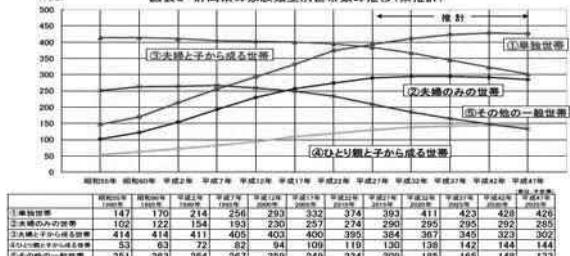
本県の平均世帯数は、平成 12 (2000) 年に 2.91 人、平成 27 (2015) 年に 2.54 人と 1 世帯あたりの人員数は減少を続けています。「単独世帯」の数は、平成 27 (2015) 年に「夫婦と子からなる世帯」の数を上回り、世帯 5 類型のうち最多となる一方で、「夫婦と子からなる世帯」は、昭和 55 (1980) 年の 42.8%から、令和 17 年 (2035) 年には 23.4%まで低下することが見込まれています。

本県の家族類型別世帯数の推移



※グラフは平成の年号を用いて記載

図表3 静岡県の家族類型別世帯数の推移(県推計)



出典：H26.9.26 静岡県企画庁報統計利用課「静岡県の世帯数の将来推計について」から抜粋

6

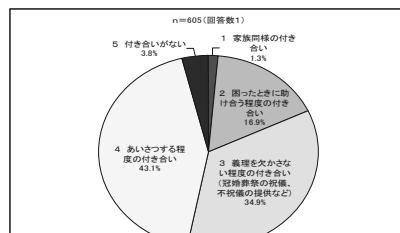
#### (2) 県民意識の状況

少子高齢化や核家族化の進行等により、地域において人と人、人と社会とのつながりが希薄化しています。今後、人口減少が進行する中、住民同士が助け合い、住民自ら、地域の生活課題を把握し、関係機関等と連携し、課題解決に向けて取り組めるよう、つながりの再構築を図り、地域力を一層強化することが必要です。

県民意識調査（令和元年 11 月実施） 回答者数：605 人（回答率：89.8%）

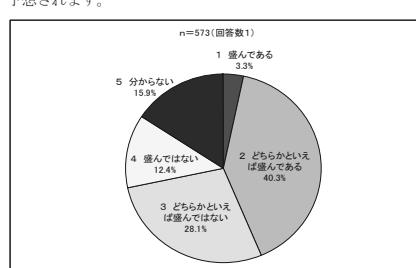
##### ＜普段の地域の人との付き合いの状況＞

地域における住民との関係では、「家族同様の付き合い」「困ったときに助け合う程度の付き合い」と回答した方の割合が 18.2% と低く、住民同士の付き合いが希薄となっています。



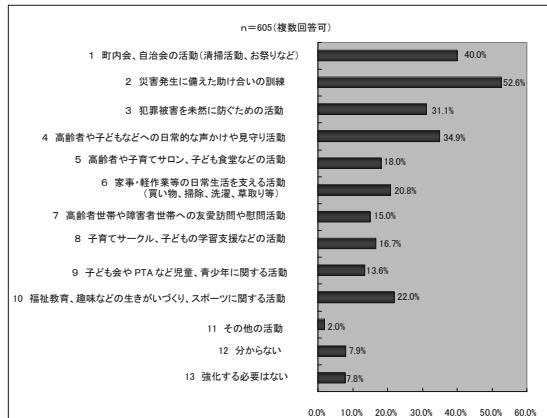
##### ＜住民相互の支えあい活動（地域福祉活動）の状況＞

「盛ん」「どちらかといえば盛ん」と回答した割合と「どちらかといえば盛んではない」「盛んではない」と回答した割合はほぼ同じ割合であり、地域差があることが予想されます。



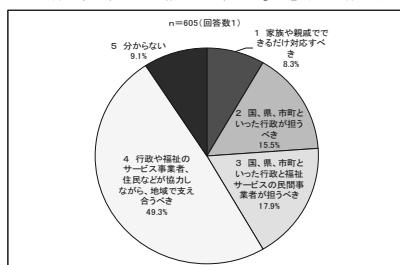
8

### <今後、地域で強化が望まれる地域福祉活動>



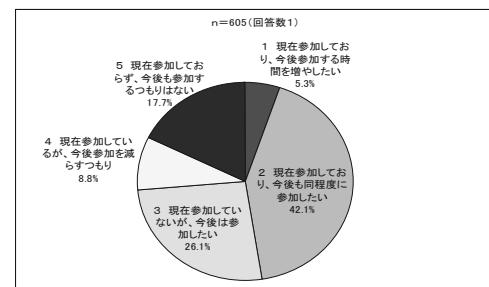
### <これからの地域福祉のあり方についての考え方>

「家族等ができるだけ対応すべき」「行政が担うべき」「行政と福祉サービス事業者が担うべき」と回答した割合は41.7%であり、「行政や福祉サービス事業者、住民などが協力して地域で支え合うべき」と回答した割合は49.3%でした。今後、住民が主体的に地域づくりに参加し、行政や福祉サービス事業者等と連携しながら、住民同士が支え合い、地域を共に創る「地域共生」の意識の醸成を図っていく必要があります。



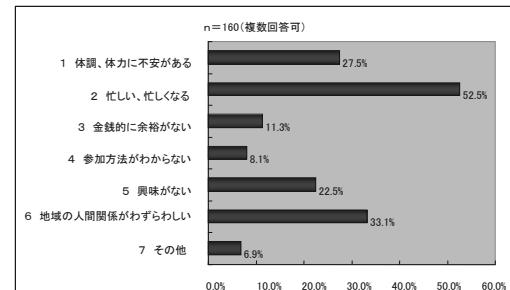
### <今後の地域福祉活動への参加意向>

「現在参加しており今後参加する時間を増やしたい」「現在参加しており、今後も同程度に参加したい」「現在参加していないが、今後は参加したい」と回答した割合は、7割を超えており、地域福祉活動への参加意欲は高い傾向にあります。



### <地域福祉活動に参加できない理由>

前述の項目において、「現在参加しているが、今後参加を減らすつもり」「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」と回答した方の参加できない理由は、次のとおりでした。参加しやすい活動環境の整備や職場の地域福祉活動への理解を図るなど、地域福祉活動への参加を促す取組や啓発を継続して実施する必要があります。



### (3) 地域の生活課題の状況

地域の生活課題は、生活困窮、就労、医療、家族関係、住まいなど生活全般に及んでおり、複数の分野にまたがり「複合化」し、「多様化」しています。

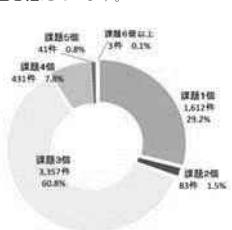
#### 県内の生活困窮者自立支援機関における新規相談者の状況

令和元年1月から12月の新規相談者(5,527件)の相談内容の分析結果は次のとおりでした。

##### ○課題の複合化

新規相談者の約7割が2個以上の課題を抱えています。

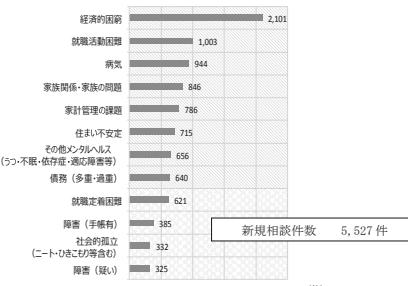
(新規相談者の抱える課題数)



##### ○課題の多様化

新規相談者の抱える課題は、経済的困窮のほかに就職活動困難、病気、家族関係、家計管理、住まいなど多岐にわたっています。

(新規相談者の抱える課題領域)(上位12項目)



資料：静岡県健康福祉部長寿局地域福祉課「静岡県内の自立相談支援機関における新規相談件数」(令和元年1月～12月集計)

### 2 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 少子高齢化の進行、家族構成の変化、人口の減少
- 家庭環境や就労環境の変化
- 地域のつながりの希薄化

お互いの個性や多様性を尊重し、思いやりや福祉のこころを育む

- 地域の生活課題の多様化・複合化
- 活動の担い手の高齢化や人材の不足
- 災害、防犯への対応

人と人、人と社会とのつながりを再構築し、地域力の強化を図る

- 複合課題、制度の狭間の課題などへの対応
- 福祉・介護人材の確保
- セーフティネットの整備、社会的孤立への対応

必要な支援やサービスを包括的に提供する体制等を整備する

### 3 取組の方向性

○近年、個人や世帯を取り巻く生活課題は、介護、育児、就労、住まい、家族関係、生活困窮などの複数の分野にまたがり「複合化」し、雇用形態やライフスタイルの変化から「多様化」しています。さらに、ごみ屋敷や大人のひきこもりなど、「制度の狭間」の問題などが生じ、これまでの分野別、属性別の制度の枠組みでは課題解決が困難な事案が増加し、社会的に問題となっています。

○また、地縁・血縁・社縁といった「互助」の機能は、単身世帯の増加や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより低下しています。さらに、本県において、令和2年2月下旬に初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により社会的孤立が拡大し、人々が生きていく上で大切な人権が脅かされるなど、かつて経験したことのない社会状況と向き合っています。

○今後は、人口減少が本格化し、産業、農業、交通、福祉などのあらゆる分野において担い手が不足することにより、地域活力の低下等を招くことが懸念されます。

○このことから、障害の有無や年齢、国籍、性別に関わらず、お互いの個性や多様性を尊重し認め合いながら、人と人、人と社会とがつながり、役割や生きがいを持って社会に参加し、地域と共に創る地域共生社会の実現を目指して、地域福祉の推進を図る必要があります。

○そのため、住民・自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体が積極的に地域づくりに参加し、地域づくりを担う必要があることから、これらの多様な主体に対して「地域共生」の理解促進と意識醸成を図っていきます。

○また、分野や属性に関わらず、地域の生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、市町の包括的支援体制の構築を推進します。包括的支援体制の構築に当たっては、多機関協働による包括的な相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援の一体的な取組を推進します。

○本計画において、平成27年に国連総会で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念である「誰一人取り残さない社会の実現」と方向性を同じくすることから、SDGsに掲げる17の目標と関連付けて施策を推進します。（詳しくは、参考資料V「計画に位置付ける施策とSDGsの関連」を参照してください。）

#### 地域共生社会のイメージ



(厚生労働省資料)

- 地域共生社会の実現は、本計画の基本目標において達成すべき理念であり、福祉・保健・医療だけでなく、まちづくり、農林、土木、環境、教育、交通などの様々な分野との連携・協働が必要である。
- 具体的には、下図のとおり、市町における包括的な支援体制の構築が求められている。

#### 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○市町は、多様化、複合化した地域の生活課題に対応するため、3つの支援（①～③）を一体的に実施する。  
①相談支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援

○市町は、分野や属性に関わらず、個人や世帯の抱える生活課題（困りごと）に係る相談を包括的に受け止め、生活課題の解決に向けて、多機関協働による包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する仕組みの構築を行う。



13

14

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

平成30年3月策定の静岡県総合計画「新ビジョン」では『富国有徳の「美しい“ふじのくに”づくり～静岡県を Dreams come true in Japan の拠点に～』を基本理念とし、安全・安心な地域づくりを進めています。

これを踏まえ、本計画では、「個性や多様性を尊重し認め合い、一人ひとりが役割や生きがいを持って、地域を共に創る共生の“ふじのくに”づくり」を基本理念とします。

### 2 基本目標（目指すべき将来像）

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていきたいと誰もが願っています。そのためには、障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、一人ひとりが地域で暮らす構成員として相互に協力し、誰もが安心して日常生活を営み、社会に参加する機会が確保されるよう、地域福祉を推進していく必要があります。

また、地域福祉の推進は、お互いの個性や多様性を尊重し認め合いながら、人と人、人と社会とのつながり、役割や生きがいを持って社会に参加し、地域と共に創る地域共生社会の実現を目指して行う必要があります。

本計画では、新ビジョンや基本理念をもとに、目指すべき地域社会の将来像を、「一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる

#### 孤立しない地域共生社会

とし、これを計画の基本目標とします。

### 3 施策体系

本計画の基本目標の達成に向け、「共生の意識づくり」、「共生の地域づくり」、「福祉の基盤づくり」の3つを施策の方向（大柱）として定め、それぞれの施策の基本方向を中心、個別施策の方向を小柱として施策を展開します。

### 4 施策の方向

近年、少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などから、地域における生活課題は、介護、育児、就労、住まい、疾病、教育、家族関係、生活困窮など、複数の分野にまたがり「複合化」し、雇用形態やライフスタイルの変化により「多様化」するなど、地域において課題解決が困難な事案が増加しています。

こうした社会状況に対応するため、次の3つの大柱に基づき、施策を展開するものとし、持続可能な社会や誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指します。

#### (1) 共生の意識づくり

多様化、複合化する地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域全体で課題解決に向けて取り組むためには、お互いの個性や多様性を尊重し認め合い、地域と共に支え合い、地域と共に創る「地域共生」の意識の醸成を図ることが重要です。

また、学校、家庭、地域が相互に連携しながら、地域で暮らす多様な人々との触れ合いや交流などの体験を通じた、幼少期からのあらゆる世代における福祉教育を推進する必要があります。

このことから、お互いの個性や多様性を尊重し、世代を超えて人を思いやり、福祉のこころを育む「共生の意識づくり」を推進します。

#### (2) 共生の地域づくり

障害の有無や年齢、国籍、性別などによって、「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが時に支え、支えられる存在となる「双方向型」の支え合いの下、一人ひとりが役割や生きがいを持って、地域づくりに主体的に参与し、地域全体で人と人とが支え合う仕組みを創ることが必要です。

そのため、住民・自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体が、福祉分野を超えて多分野との連携・協働により、様々な生活課題の解決に向けて地域づくりを行うことが必要です。

このことから、地域において住民主体の活動や交流の促進を図り、人と人、人と社会とのつながりを再構築することで、地域力の強化を図る「共生の地域づくり」を推進します。

#### (3) 福祉の基盤づくり

社会状況の変化や地域のつながりの希薄化などから、地域の生活課題は多様化、複合化しており、これまでの高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者といった分野別、属性別の制度の枠組みでは生活課題の解決が困難となっています。

高齢者の分野では、「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきましたが、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害のある人、子ども等の支援にも普遍化し、市町において、分野や属性に関わらず、地域の生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供される仕組みの構築を図ることが必要です。

そのため、個人や世帯の抱えるあらゆる相談を包括的に受け止め、生活課題の解決に向けて、多機関協働による包括的な相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うことにより、市町の包括的支援体制の構築を図ることが重要です。

また、少子高齢化の進行により、保育や介護などの福祉サービスに対するニーズは、ますます多様化し、増大することが見込まれるため、福祉・介護人材の確保と福祉サービスの適切な利用の推進を図ることが必要です。

のことから、必要な支援やサービスを包括的に提供する体制等を整備する「福祉の基盤づくり」を推進します。

##### 5 地域福祉を推進する各主体の役割

地域における多様な主体が、相互に連携し、それぞれが役割を持って地域福祉の推進に努めることができます。

###### ○ 住民の役割

- ・地域を構成する一員として、主体的に考え、行動し、地域で支援を必要とする人や生活課題を把握し、課題解決に向けて取り組むため、関係機関と連携し、自治会・町内会、地区社会福祉協議会などが行う小地域福祉活動への協力やボランティア活動に参加するなど、地域づくりに積極的に取り組みます。

###### ○ 自治会・町内会、地区社会福祉協議会等（住民組織）の役割

- ・小学校区などを単位とした小地域において、住民による支え合いや互助活動を行う住民組織として、住民や民生委員・児童委員、老人クラブなどの個人・団体が行う活動を支え、共に推進し、地域における生活課題の把握や課題解決に向けた様々な取組を通じ、関係機関と連携して地域福祉を推進します。

###### ○ 民生委員・児童委員の役割

- ・行政と地域とのつなぎ役として、住民の立場に立った相談・援助、住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を行うとともに、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会などの住民組織や関係機関と連携し、地域福祉を推進します。

###### ○ ボランティア団体、NPO等の役割

- ・非営利の活動を目的とした、住民を中心とする自発的な団体・組織であることから、地域福祉活動の担い手又は地域のリーダーとして、住民等と協力して、地域福祉を推進します。

###### ○ 社会福祉法人、福祉事業者の役割

- ・社会福祉法人は、特定の活動にとどまらず、地域における公益的な取組を行うものとして様々な地域の生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応します。
- ・福祉事業者は、その提供する多様な福祉サービスについて利用者の意向を十分に尊重し、住民、保健・医療サービス、その他の関連するサービスとの連携を図り、必要なサービスが総合的に提供できるよう対応します。

###### ○ 社会福祉協議会の役割

- ・県社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、調査、普及・連絡調整、社会福祉事業従事者的人材の確保・養成、社会福祉事業経営者に対する指導・助言、福祉サービス利用者の権利擁護を図るほか、市町社会福祉協議会の取組支援や行政への施策提言等、広域的な見地に立って地域福祉の推進を図ります。

- ・市町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人などと協力し、市町行政と連携しながら住民に身近な地域福祉活動の推進を担います。

###### ○ 市町の役割

- ・住民に身近な基礎自治体として、地域の生活課題を把握した上で、地域福祉計画を策定し、住民、自治会・町内会などの住民組織、関係機関、関係団体との連携により、地域福祉を推進します。また、分野や属性に関わらず、地域の生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、包括的支援体制の構築を図ります。

###### ○ 県の役割

- ・広域的な見地から市町の地域福祉計画に基づく地域福祉施策の推進を支援するほか、地域福祉に関する基盤整備、情報提供、普及啓発、多分野との連携、地域のネットワークづくりなどを推進します。
- ・分野や属性に関わらず、地域の生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、市町の包括的支援体制の構築を支援し、体制構築に必要な助言、情報の提供などを行います。

## 第4章 施策の推進

### 基本目標（目指すべき将来像）

一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる  
孤立しない共生社会

### 施策体系図（大柱、中柱）

#### I 共生の意識づくり

- 1 「地域共生」の意識の醸成
- 2 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進
- 3 学校における福祉教育の推進

#### II 共生の地域づくり

- 1 住民の地域活動への参加・交流の促進
- 2 多様な主体による双方型の地域活動の推進
- 3 コニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進
- 4 新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進

#### III 福祉の基盤づくり

- 1 包括的な支援体制構築の推進
- 2 希望や自立につなぐセーフティーネットの整備
- 3 権利擁護の推進
- 4 福祉サービスを担う人材の養成・確保
- 5 福祉サービスの適切な利用の推進と質の向上

### I 共生の意識づくり

#### 1 「地域共生」の意識の醸成

- 
- (1) 企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成
  - (2) 「子育ては尊い仕事」の理念の浸透
  - (3) ふじのくに型人生区分の普及・啓発
  - (4) 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透

#### 現状・課題

○近年、個人や世帯を取り巻く生活課題は、介護、育児、就労、住まい、疾病、教育、家族関係、生活困窮などの生活全般にわたり「多様化」し、複数の分野にまたがり「複合化」しています。さらに、ごみ屋敷や大人のひきこもりなどの「制度の狭間」の課題が生じ、これまでの高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者といった分野別、属性別の制度の枠組みでは対応が困難であることから、社会的に問題となっています。

○こうした社会状況から、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが役割や生きがいを持ち、支え合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域共生社会を創ることが求められています。

○そのためには、地域に暮らす人々が、お互いの個性や多様性を尊重し認め合い、地域と共に支え合いながら地域を共に創る「地域共生」の意識を持つことが重要であり、この意識の下、個人や世帯が抱える生活課題を「他人事」ではなく「我が事」として受け止め、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体が連携し、生活課題の解決に向けた地域づくりを行うことが大切です。

○令和元年に行った静岡県少子化対策に関する県民意識調査では、多くの若者は2人から3人の子どもを持ちたいという希望がある一方で、合計特殊出生率は1.44であり、県民が望む数の子どもを安心して産み育てができるよう、社会全体で子育てを支援する必要があります。

○地域に暮らす誰もが地域づくりの担い手であるという意識を持ち、障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、その人の意思や能力に応じて主体的に社会に参加することが求められます。特に、本県の健康寿命は全国トップクラスであり、人生100年時代に向けて、高齢者の社会参加を促進していく必要があります。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療従事者等に対する誹謗中傷やデマの拡散、差別などが、社会的な不安の高まりから全国で広がりました。この経験を踏まえ、一人ひとりが人権について考える機会とし、全ての人の人権を認め、尊重し合い、差別をなくす教育・啓発を一層推進する必要があります。

### 施策の方向

○障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、一人ひとりが地域に住む構成員として相互に尊重し認め合い、全ての人が役割や生きがいを持って社会に参加し、地域と共に創る地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進します。そのため、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体との連携・協働による、地域福祉に係る事業や啓発活動を通じて、「地域共生」の意識の醸成を図ります。

○住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体に対して、地域活動の取組事例の紹介などを積極的に行い、地域活動への理解を図り、地域活動や地域貢献活動への関心や意欲を高め、参加促進につなげます。

○子どもや子育てに対して社会全体で応援する気運を高めるため、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体と連携し、啓発活動等を通じて、地域ぐるみで子どもを生み育てやすい環境づくりを推進します。

○ふじのくに型人生区分では、46歳から76歳までを「壮年期」と区分し、これまでの経験や知識を活かし、元気に社会で活躍する世代と位置付けています。高齢者世代を中心に、若返り意識を醸成し、健康寿命の延伸と元気で活力ある、いきいき長寿社会の実現を目指します。

○県民一人ひとりが、それぞれがかけがえのない存在であることを認識し、人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが人間らしく住み慣れた地域でいつまでも安心して健やかに暮らせるよう、全ての県民に向けて、人権に対する理解促進や啓発活動に取り組みます。

21

22

### コラム No.1

#### ～「支えあいとわかちあい・おかげさま」の町へ～

りょうしんじ  
《龍津寺》(静岡市)

令和元年度ふじのくに地域共生大賞 優秀賞受賞

静岡市清水区小島町では、長年培われてきた学校と地域との連携により、地域のおじいちゃんやおばあちゃんが自然に子どもたちと触れ合っている地域です。そんな地域の小学校でとったアンケートでは、98%が「この町が好き！」と回答しており、84%の児童が「自分にはいいところがある」と全国と比べて32%も高い自己肯定感が得られているという結果になりました。



(土曜こども寺子屋)



様々な世代が集まり交流することで、住民同士で支え合い、しあわせを分かち合える地域となっています。

### 主な取組

#### (1) 企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成

①県社会福祉協議会と連携し、市町、関係機関、各種団体、企業との協議会により行う「ふじのくに健康福祉キャンペーン推進事業」(福祉のまちづくり県民運動)や「県民福祉の日」を契機とした健康福祉の県づくりを県民総ぐるみで取り組みます。また、住民等の協力により行う共同募金活動、社会福祉関係者や地域活動団体などへの研修事業など、様々な機会を捉えて、「地域共生」の意識の醸成を図ります。

②子育て優待カード協賛店舗を拡充するとともに、スマートフォンのアプリを導入し、優待カードの利便性の向上を図り、子育て家庭を地域・企業・行政一体となって支援します。

③次世代育成支援の観点から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、事業主や労働者と連携し、経済界、労働界の各団体と行政が一体となった取組を推進します。

### コラム No.2

#### ～やさしさでつながる福祉(しあわせ)のまち

#### 「福祉のまちづくり絵画コンクール」～

#### 《ふじのくに健康福祉キャンペーン推進協議会》

「県民福祉の日」(10月20日)を中心としたふじのくに健康福祉キャンペーン運動の一環として、「福祉のまちづくり絵画コンクール」を実施しています。

県内の小学生から、やさしさと思いやりの心にあふれた静岡県をイメージした絵画作品を募集し、入賞者の作品は、毎年カレンダーにして配布しています。

令和2年度  
福祉のまちづくり絵画コンクール



静岡県知事賞(最優秀賞)  
「このマーク知ってる?」  
浜松市立新原小学校4年  
平山 はづき さん



静岡県教育委員会教育長(優秀賞)  
「思いやりの花束をとどけよう」  
静岡市立大里西小学校5年  
増井 莉 さん



(福祉カレンダー)

#### (2) 「子育ては尊い仕事」の理念の浸透

「子育ては尊い仕事」であるという理念を浸透させるため、市町や子育て支援団体と連携した啓発活動などにより、「子育て」という営みが社会的に評価される仕組みを構築するとともに、社会全体で子どもや子育てを応援する気運の醸成を図ります。

#### (3) ふじのくに型人生区分の普及・啓発

ふじのくに型人生区分の普及啓発を図り、役割や生きがいを持って地域づくりなどの活動に参加し、持てる能力を十分に発揮できるよう、高齢者の社会参加の促進を図ります。

### コラム No.3

#### ～持続可能な地域づくりの実践～

《株式会社LCウェルネス》(浜松市)

浜松市南区恩地町にある株式会社LCウェルネスでは、「おいしい」「うれしい」「たのしい」をキーワードに、人と地域をつなぐコミュニティプラットホームを創りました。

「おいしい」は、孤食を防ぎ、心と体の健康増進を図ること。「うれしい」は、自分の魅力を再発見し、仲間を作り、地域住民の人一人として社会貢献できるような機会のこと。「たのしい」は、世代を超えて楽しむ場のことです。

この3つの要素を取り入れた多様な場と活動を通して、生涯現役で社会とつながり、生き生きと元気に過ごせる人づくり・まちづくりにつなげています。



みんなの料理教室



人材養成講座



夏休み(冬休み)子ども教室



年齢や性別に関係なく、みんなで料理をつくり、みんなで食べ体験を通じて学び、居場所づくりを行っています。



高齢者から子どもまで一緒に高齢者から子どもまで一緒に本気で遊びます。

#### (4) 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透

- ①人権尊重の理念を普及するため、県人権啓発センターを中心に、関係機関などと連携し、あらゆる場における人権教育・人権啓発を推進します。
- ②新型コロナウイルス感染症感染者や医療従事者、又はその家族等に対する誹謗中傷、不当な差別が行われることがないよう啓発を行います。

③地域住民が在住外国人の様々な国文化や習慣に関して理解を深め、地域における多文化共生の意識の普及・定着を図ります。

④児童虐待防止対策の効果的な実施を図るため、幅広い県民の理解を深めるための広報・啓発活動を実施します。

⑤障害者差別解消推進のため、ヘルプマークの配布・普及啓発や、声かけサポートマークの養成、UDタクシーの導入の支援等を行い、全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

⑥介護家族からの要望を受けて作成した、認知症高齢者等を介護していることを表示する「介護マーク」を、県内のみなならず、全国への普及を促進し、介護する人を温かく見守り、支援する優しい社会の実現を目指します。

<b>ヘルプマーク</b>		義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からわからなくとも援助を必要としていることを知らせるマーク
<b>UDタクシー</b>		ユーバーサルデザインタクシーといい、車内が広く、ドアの手すりや車イスに乗ったままで乗車できるスロープなどを備えるなど、障害のある人も、ベビーカー利用の方も、誰でも利用できるタクシー
<b>介護マーク</b>		介護中であることを表示するマーク 外出先でこのマークを見かけたら温かく見守ってください
<b>子育て優待カード</b>		18歳未満の子どもの保護者と妊娠中の方に配布され、子ども同伴で協賛店舗・施設を利用した場合に各店舗・施設独自の「子育て応援サービス」が受けられる優待カード

25

#### 2 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進



- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| <b>(1)</b> | <b>地域における福祉教育の推進</b>         |
| <b>(2)</b> | <b>家庭教育の支援の促進</b>            |
| <b>(3)</b> | <b>豊かな人間性を育む食育の推進</b>        |
| <b>(4)</b> | <b>幼少期からの福祉体験の推進</b>         |
| <b>(5)</b> | <b>家庭教育支援や福祉教育を推進する人材の育成</b> |

##### 現状・課題

○地域には、子どもから高齢者、障害のある人、国籍や言葉が異なる外国人など、多様な人々が暮らすにも関わらず、地域のつながりの希薄化から、お互いに接する機会が少なく、共に暮らしているという認識が薄れているのが現状です。子どもにとって、幼い時期から家族以外の多様な人々と触れ合うことは、お互いの個性や多様性を認め合い、地域で支え合いながら暮らしていくことの大切さを学ぶことができる機会となり、思いやりや優しさなどの人間形成や「地域共生」のこころを育むことにつながります。

○地域で働く人々の地域活動への参加を促すため、企業、民間事業所などにおける福祉教育や地域貢献活動への理解を図る必要があります。

○豊かな人間性の醸成には家庭における教育が重要です。しかし、ひとり親世帯や夫婦共働き世帯の増加などにより、家庭での育児や介護の負担が増しており、仕事と家庭が両立できる環境の整備や地域で家庭を支える仕組みの充実が必要です。

○「地域共生」の理解を促進するためには、幼少期からのあらゆる世代における福祉教育を推進することが重要となります。多様な人々との交流やふれあい体験など、年齢に関係なく学び合う「機会」や「場」を継続的に提供できる環境の整備が必要です。

○「地域共生」のこころを育むため、学校だけでなく、家庭や地域において、福祉教育を推進する人材の育成や確保が必要です。

26

#### 施策の方向

○地域において、子どもが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境を整備するとともに、幼少期からのあらゆる世代における福祉教育を推進します。

○働く世代の地域活動への参加を促すため、県社会福祉協議会と連携し、企業や民間事業所などに対して福祉教育や地域活動に係る情報提供などを行い、企業等の地域貢献活動への関心や意欲を高めるとともに、その従業者の地域活動への理解促進を図ります。

○全ての親が安心して子育てや家庭教育を行えるよう、保育サービスの充実、子育てに関する相談や情報提供、食育などを通じた家庭教育の支援を行います。また、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進します。

○地域や福祉を身近なものとして考え、地域の一員として共に思いやり、支え合う「地域共生」の意識の醸成を促すため、幼少期からの福祉教育を推進します。居場所における世代間交流、障害のある人等との交流体験、ボランティア学習など、年齢に関係なく学び合う福祉体験や学習の「機会」や「場」の整備を進め、コロナ禍においても、活動や人とのつながりを途切れさせることのないよう、ICT機器等の活用や創意工夫ある取組を推進します。

○福祉教育を担う人材の育成や確保を図り、家庭や地域における福祉教育を推進します。

#### 主な取組

##### (1) 地域における福祉教育の推進

①県社会福祉協議会が行う福祉教育推進事業を支援し、福祉教育推進セミナーの開催や市町社会福祉協議会の教育担当者会議等を通じ、地域の多様な主体との協働により、地域における交流・体験を中心とした福祉教育を推進します。

②「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して活動ができるように地域学校協働本部の体制づくりを推進します。

##### (2) 家庭教育の支援の促進

①全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域のリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、この支援員を中心とした家庭教育支援チームの活動（学習機会の提供、相談対応等）を促進します。

②学校や地域で開催される人づくり地域懇談会において、県が委嘱した人づくり推進員が保護者や地域住民に対して、子育てやしつけ等に関する助言や啓発を行います。

##### (3) 豊かな人間性を育む食育の推進

人生の早い段階から「食」との関わりを教多く持つことが重要であることから、子どもへの食育を重視します。「0歳から始まるふじのくにの食育」を合言葉に、「共食による豊かな人間性の醸成」「ライフステージに応じた望ましい食生活の実現」「連携・協働で進める食育の推進」に取り組みます。「ふじのくに食育推進計画」に基づき、県民運動としての食育を推進します。

##### (4) 幼少期からの福祉体験の推進

①県社会福祉人材センター、学校、福祉施設等と連携し、幼少期からあらゆる世代において福祉教育や福祉の職場体験等を行い、コロナ禍においてもICT機器等の活用や創意工夫による活動を推進します。

②市町の地域福祉計画や市町社会福祉協議会の地域福祉活動計画において、幼少期からの福祉体験の推進が施策として取り組まれるよう、市町における福祉教育に係る計画の策定を推進します。

##### (5) 家庭教育支援や福祉教育を推進する人材の育成

①家庭、学校、公民館、自治会、NPO等が協力して子どもを育てる体制づくりを推進するため、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員や親の学びを支援する家庭教育支援員を養成します。

②人づくり推進員の活動が、県民自らが行う人づくりのより実践的な活動を促進するように、人づくり推進員と市町人づくり担当職員を対象に研修会を開催します。

③特別支援学校での「交流箱」を活用した交流及び共同学習等に係る授業等の補助に大学生等をボランティアとして活用することにより、教員の業務を補い、教育活動の充実を図るとともに、地域福祉を推進する人材の育成と共生社会の理解を促します。



体験を通じた福祉教育

27

28

### 3 学校における福祉教育の推進



- (1) 教育機関における福祉教育・学習の推進
- (2) 共生・共育のこころの学び
- (3) 学校と地域やNPO等との連携・協働の充実

#### 現状・課題

○福祉教育の推進においては、福祉教育を「特別な学び」とするのではなく、自らの生活や体験に根ざしつつ、そこに生じる課題や意味について、世代を超えて不斷に学び合う時間や場所とすることが真の理解につながるものと考えられます。

○幼少期から様々な人々との交流やふれあい体験を通じて、共生・共育のこころを育むことが大切であり、特に、学校において、子どもから高齢者、障害のある人、国籍や言葉が異なる外国人などの多様な人々が暮らす地域について学び、人々と触れ合う中で「福祉」、「命の大切さ」、「生き方」などについて考え、他人を思いやり、支え合って共に生きていくことの大切さを理解することが重要です。

○こうした取組が学校だけでなく、地域においても継続的に取り組まれることが子どもの理解促進につながることから、学校と家庭や地域、NPO、企業などが連携し、子どもの身近な地域において体験的・実践的な学びの場が提供され、多様な人々との交流を通じて福祉教育を進めていくことが必要です。

#### 施策の方向

○小・中学校における総合的な学習の時間などにおいて、地域の特性を活かした体験活動や高校生の保育・介護体験実習などの自らの生活や体験を通じて、地域への愛着や認識を深めるとともに、地域で共に暮らす人々の福祉についての理解促進を図ります。

○特別支援学校との交流や多文化との交流などにより、地域で共に暮らす多様な人々への理解を図り、共生・共育のこころの学びを促進します。

○子どもの社会参加を促し、地域の教育力を活用した体験的・実践的な学習を進めることで、身近な地域の中で多様な人々と共に生き、支え合うことの大切さを自らの生活や体験を通じて学ぶことができるよう、地域全体で福祉教育に取り組み

ます。

○学校と家庭や地域、NPO、企業などが連携し、地域の外部人材や手引き書等の福祉教材の活用による学校の教育活動の充実を通して、福祉教育の推進を図ります。

#### 主な取組

##### (1) 教育機関における福祉教育・学習の推進

①教育機関において、児童・生徒・学生が認知症の理解を一層深められるよう、子どもサポーターの養成を促進します。

②小・中学校における「総合的な学習の時間」をはじめ全教育活動において、人権尊重の精神に基づき、福祉教育を推進します。

③高校生の保育所、幼稚園、高齢者福祉施設に出向いての保育・介護体験実習やICTを活用した模擬体験を推進し、子育てや介護の意義を学ぶとともに、少子高齢社会の認識を深めます。

##### (2) 共生・共育のこころの学び

①特別支援学校と幼稚園、小学校、中学校、高等学校との交流及び共同学習を進め、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が互いに支え合い、共に生きる「共生・共育」の取組を推進します。

②小学校、中学校、高等学校等において、他の国々の様々な文化や日本と異なる文化への理解を深めるとともに、多文化共生意識の定着を促進するために、国際交流員による出前講座を行います。

##### (3) 学校と地域やNPO等との連携・協働の充実

①学校・家庭・地域の連携を強化するために、地域学校協働本部の設置を促進するとともに、NPOや企業など多様な外部人材を活用した、連携・協働による教育活動の実践に努めます。

②県社会福祉協議会が作成した福祉教育副読本や地域福祉教育の手引き等の活用促進を図り、学校と地域との連携による福祉教育を推進します。

③県ボランティア協会が行うサマーショートボランティアなど、学校とNPO、福祉施設等が協働して行う福祉体験や福祉教育の推進を図ります。

### 《静岡県社会福祉協議会》

福祉教育副読本 みんなちがっても、おなじ「いのち」。



赤い羽根共同募金の助成を受けて、福祉教育副読本のパワーポイント版、ムービー版を作成

### 《静岡県ボランティア協会》

サマーショートボランティアの活動の様子



平成30年度  
県西部の特別養護老人ホームにて  
(赤い羽根共同募金助成事業)

令和2年度 特別企画  
~みんなのキモチ\*プロジェクト  
~みんなのチャレンジ エールを届けよう~  
御殿場地区の事前研修会にて、簡易防護服を  
講師(右)に教わりながら製作している様子  
(赤い羽根共同募金助成事業)

## II 共生の地域づくり

### 1 住民の地域活動への参加・交流の促進



- (1) 市町地域福祉計画の推進支援
- (2) 住民主体の支え合いによる地域活動の推進
- (3) 地域における相談・見守り体制の充実
- (4) 多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進
- (5) 在住外国人と共生する豊かな地域づくり
- (6) コミュニティづくりの支援
- (7) 地域のネットワークづくりの促進
- (8) 健康、福祉、地域活動に関する情報提供の充実

#### 現状・課題

○少子高齢化による家族機能の低下や地域のつながりが希薄化する中、個人や世帯を取り巻く生活課題は多様化、複合化しています。ひとり暮らし高齢者やひきこもり状態にある人、在住外国人、介護と育児に同時に直面している世帯、生活困窮者世帯、ひとり親世帯など、社会とのつながりが弱いことから、地域において孤立するリスクが高く、見守りや配慮が必要な個人や世帯が増加しています。

○平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、多様化、複合化する地域の生活課題に対応するため、必要な支援が包括的に提供されるよう、包括的支援体制の構築が責務とされ、市町の地域福祉計画に定めることとされました。

○令和元年11月に実施した県民意識調査では、普段、地域の人との程度の付き合いをしているかの問い合わせについて、「義理を欠かさない程度の付き合い」「あいさつをする程度の付き合い」「付き合いがない」と回答した人の割合は81.8%でした。一方で、地域福祉活動への参加意向については、「今後も引き続き参加する」、「今後参加したい」といった回答が併せて73.5%と参加意欲が高い傾向にありました。今後、参加意欲のある人々を自治会・町内会、ボランティア、NPOなどの地域福祉活動につなげるよう参加促進を図っていくことが課題です。

○地域の生活課題に対応するためには、地域の支え合いを強化し、地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域全体で支える仕組みが必要で

す。そのため、住民同士のつながりや交流を促進し、多様な人やモノ、情報などが集う居場所や高齢者のサロンなどの「場」や「活動」を住民が主体となって創っていくことが重要です。このことから、一人ひとりが、地域において役割や生きがいを持ち、誰もが暮らしやすい地域となるよう自ら行動することが求められています。

○住民主体の「場」や「活動」においては、相談支援機関などの専門職が積極的に関わり、課題を抱えた人を早期に把握し、支援につなげることが重要です。

○居場所や高齢者のサロンなどでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動の自粛により、これまでのような活動ができず、相談がつながりにくくなったり、高齢者の生活状況や健康状態の把握が困難になるなど、課題となっています。

○地域の生活課題の解決に向けて、住民と自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体が連携して、地域づくりを進めていく必要があります。

○住民等の地域活動への興味や関心を促し、気軽に地域活動に参加できるよう、情報の提供などに係る環境の整備が必要です。

### 施策の方向

○県は、広域的な見地から、市町の地域福祉計画に基づく地域福祉の推進を支援します。特に、多様化、複合化する地域の生活課題に対応するため、市町の包括的支援体制の構築を支援し、分野や属性に関わらず相談を受け止める包括的な「相談支援」や住まい・就労の確保等により社会とのつながりを再構築する「参加支援」とともに、地域において、住民等が主体的に地域活動に参加・交流できる居場所等の場の整備や活動環境の整備など、「地域づくりに向けた支援」に係る市町の取組を推進します。

○今後の地域福祉の担い手として、子どもや若者、アクティブシニアなどの多様な人々のボランティア活動への参入の裾野を広げ、ボランティア養成やリーダー育成、新たなボランティア活動の立ち上げ支援など、自主的・自発的な活動を促進します。また、地域における支え合い活動や見守り・相談支援などを行う老人クラブ（シニアクラブ）や認知症サポートー、子育てボランティアなどの団体・組織の活動を支援し、活性化を図ります。

○住民等が主体的に、地域で支援を必要とする人や生活課題を把握し、課題解決に向けて取り組むことができるよう、地域における支え合い活動や交流の促進を図ります。また、関係機関と連携し、支援を必要とする人が早期に相談や支援につながるよう、地域ぐるみで見守り等の支え合いの仕組みの充実を図ります。

○人と人とのつながりや世代間の交流を創る住民主体の居場所や高齢者サロン、子ども食堂などの「場」の整備や「活動」を促進するとともに、障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、誰もが集い、交流できる場とするよう、地域共生の意識の醸成を併せて促進していきます。また、コロナ禍での新しい生活様式を踏まえ、つながりを途切れさせない創意工夫ある活動を推進し、人と人が豊かなつながりを築くことで、「生まれてよし」、「住んでよし」、「老いてよし」と誰もが言える「ふじのくに」づくりに向けて地域福祉を推進します。

○課題を抱え、支援が必要な人だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や高齢者サロン、交流の場等の地域活動の拠点について、既存施設等の活用も図りながら、整備を促進します。

○近年、増加する在住外国人について、地域の構成員として、住民との交流によりお互いの文化や生活習慣等を理解し、共生する地域づくりを推進します。

○地域の特性を活かした住民等の主体的な地域づくりやスポーツ振興などを通じて、コミュニティ組織の活性化や活動の推進を図ります。

○地域活動を一層推進するため、民生委員・児童委員・シニアクラブなどの団体・組織を含む住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの多様な主体による地域のネットワークを構築し、福祉分野を超えた多分野との相互の連携や協働による活動を促進します。

○広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等の様々な情報ツールを活用し、健康、福祉、地域活動に関して、情報提供の充実を図ります。

### コラム No.4

#### ～居場所づくりをサポート～

##### （さわやか静岡）

静岡県では居場所づくりを静岡県、静岡県社会福祉協議会、（居場所に関する研修会）さわやか静岡が協働して進めています。  
さわやか静岡は、（公財）さわやか福祉財団の研修を修了したインストラクター3名で構成されており、実践者の立場から居場所に関する研修会や、居場所を始めた方からの相談に応じています。  
また、居場所の実践者同士がつながり、情報交換する「静岡県居場所アドバイザーランターン会」を立ち上げ、更に活動の輪を広げています。



### コラム No.5

#### ～誰でも、いつきても、何時にあっても～

##### 《くるらの家》の居場所づくり活動（沼津市）

戸田地区は三方を山に囲まれ、西に駿河湾を有する地域です。  
面積は約35km<sup>2</sup>で、うち8割は山林であり、高齢化が進んでいます。  
「くるらの家」は平成27年4月に沼津戸田地域活性化センター道の駅「くるら戸田」のオープンに併せて同時に開設し、毎週水曜日に「くるら戸田」の2階で開催しています。  
当初は、少人数の参加でしたが、地域の交流拠点で参加者たちが意見を出し合い、活動をつくり上げていくことで、横のつながりが広まってきました。  
現在では、介護予防の100歳体操を実施するほか、地元駐在所の警察官や診療所の医師を講師に招いて講演会を実施したり、森林組合と協力し、地域の名産タチバナ（みかんの原種）の皮むき、梅林の手伝い、更には深海魚や居場所利用者が持ち寄った野菜を使った食堂を運営するなど、多岐にわたる活動をしています。



### 主な取組

#### （1）市町地域福祉計画の推進支援

市町の地域福祉計画に基づく包括的支援体制の構築に係る取組などを支援し、市町の地域福祉を推進します。

#### （2）住民主体の支え合いによる地域活動の推進

①県社会福祉協議会と連携し、小・中学校区単位等の小地域福祉活動の担い手（住民リーダー、地域福祉コーディネーター等）の養成を支援します。市町社会福祉協議会等の中間支援組織における地域福祉コーディネーター等の活用を促し、住民、団体等による組織的な地域活動を推進します。

②小地域福祉活動の推進や居場所づくり等を行う市町社会福祉協議会の地域活動に係る事業を支援します。また、県社会福祉協議会を通じて行う市町社会福祉協議会等のボランティアセンターの運営支援やボランティアコーディネーター養成研修の実施により、地域活動に資する体制整備を促進します。

③ボランティア活動の支援、広報、啓発活動等を行う県ボランティア協会の活動を支援します。

④企業や教育委員会等の関係機関と連携し、市町が実施する認知症サポートー養成講座の開催促進やチームオレンジの活動推進を通じて、地域における理解と支え合いの輪を広めています。

⑤地域における児童の健全育成活動に取り組む子どもも活動などを支援します。

⑥子育て経験者（シルバー世代、保育ママ等）が子育て支援に活躍できる環境づくりを推進します。

⑦子育て家庭が、地域・企業・行政一体となって支援されていることを実感できるよう、子育て優待カード協賛店舗を拡充するとともに、スマートフォンのアプリを導入し、優待カードの利便性の向上を図ります。

⑧市町が運営するファミリー・サポート・センターの設置をさらに働き掛けるとともに、センター間での子育ての相互援助や、病児・病後児預かり等の拡充を支援します。

⑨地域全体で青少年の健全育成を図るために、「地域の青少年声掛け運動」の一層の普及・拡大に努めます。

## コラム No.6

### ~自由な集まりから課題解決型の住民組織に~

#### 〈悠遊俱楽部〉 (袋井市)

浅羽南自治会地区は1980年前後に造成された“全国からの寄せ集め新興住宅地域”であり、平均年齢は51歳、高齢化率は31.7%（袋井市23.1%）と、若年層や孫世代が少ない地区です。

悠遊俱楽部は「住民同士のコミュニケーションの減少がある地域の現状を変えよう」と平成28年に設立した組織です。入・退会は自由、会費なしで、「住みよいまちづくり」のために住民の交流・親睦・コミュニケーションを図ることを目的とした、自治会組織に属さない有志による自由な集まりとなっています。



(悠遊俱楽部の集会)

当初、住民が交流でき、喜んでもらえることをやろうと、青年部、子供会等とも協力し、地区で「花見」を開催したところ大盛況となりました。

ひとつ成功すれば次から次へ、今では、「夏祭り」「祭典」「美化活動」など様々なイベントを開催しています。

誰もが集まれる場をつくったことで、地域のコミュニケーションも深まり、世代間のつながりもできました。また、イベントに参加してくれた住民が、自分も力になりたいと、悠遊俱楽部に入会してくれたりもしています。

現在、日常生活での「ちょっとした困りごと」を地域で支え合う生活支援サービスを始めています。



(地区で初めて開催した花見)

#### (3) 地域における相談・見守り体制の充実

①民生委員・児童委員の活動を支援することにより、民生委員・児童委員と住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体との連携を促進し、地域での住民相互の支え合い活動や地域の見守り支援体制づくりを推進します。

②シニアクラブが取り組むひとり暮らし高齢者への声かけや安否確認などの友愛訪問活動を支援します。

#### (4) 多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進

①高齢者や障害のある人、子どもの垣根なく、誰もがいつでも利用できる自由なふれあいの場所である「居場所」の立ち上げ等を推進していきます。

②地域住民等による居場所づくりや生活支援に係る活動を支援するため、生活支援コーディネーターを養成し、コーディネーター間のネットワーク化により活動の促進を図ります。

③通いの場の好事例を市町に情報提供するなど、住民主体の通いの場の設置を支援します。

④(一財)静岡県老人クラブ連合会(シニアクラブ静岡県)と連携し、各市町老人クラブ連合会(各市町シニアクラブ)等が実施する登下校時の見守り活動や昔遊び、スポーツ活動を通して、世代間交流を支援します。

⑤地域子育て支援拠点や児童館など、親子が集い相談できる場の充実を推進します。

⑥地域と学校の連携・協働による社会総がかりで子どもを育む環境を整備するため、地域学校協働本部の設置を促進し、PTA活動や学校支援活動、放課後子ども教室、地域における体験活動等の様々な教育活動に住民の参加を促します。

⑦社会福祉施設において、地域住民が行う地域活動との連携及び協力など、地域との交流を推進します。

## コラム No.7

### ~県営住宅を活用した居場所づくり~

#### 県営光ヶ丘団地 〈居場所 101〉 (三島市)

県営光ヶ丘団地は、10棟、約270世帯が居住し、約半数が独居世帯です。ひとり暮らし高齢者が増加し、団地事務局への相談が増加したため、今後の光ヶ丘団地のあり方について検討したところ、みんなが集まる居場所・サロンの要望がありました。

従来の地域交流の場である集会所に行くまでには長い階段がある等、活用しにくかったため、新たな居場所を検討し、中間地にある1棟の空き部屋を使用することにしました。

現在では、三島市社会福祉協議会が加わりながら、住民が自ら企画・立案し、居場所の運営を行っており、居場所を通じて情報発信、困りごとの早期発見、高齢者の見守り活動につなげています。



一居場所の様子  
テーブル、カーテンなどは住民が持ち寄ったもの

#### (5) 在住外国人と共生する豊かな地域づくり

①在住外国人との交流を促進するイベント等を通じて、多文化共生意識の定着を促進します。

②多言語や「やさしい日本語」での情報提供や、地域日本語教室の運営等の取組を推進し、在住外国人とのコミュニケーションを支援します。

③外国人県民からの相談に多言語で対応する「静岡県多文化共生総合相談センター かれりあ」を運営します。

## コラム No.8

### ~外国人歓在地域で多文化共生を目指す~

#### 〈のびっこクラブみしま〉 (三島市)

令和元年度ふじのくに地域共生大賞 多文化共生賞受賞

三島市は、外国人の数が県西部と比べて多くないため、行政の支援やボランティアが少ないのが現状です。そのため、外国にルーツを持つ子どもが学習についていけない状況のまま学校で孤立してしまうことがあります。

「のびっこクラブみしま」は、外国にルーツを持つ子どもたちが、学習や体験を通じて、子どもが子どもとして豊かに生きることができる地域共生社会の実現を目指すことを目的に2010年に発足しました。



活動内容は、継続支援を目標に、外国から日本へ来た子どもたちの日本語学習支援、進学・就職支援、課外活動など学習者に寄り添った支援を行っており、地域の大学生や高校生、行政とも連携、協働を進めています。

#### (6) コミュニティづくりの支援

①地域の課題に自発的に取り組むコミュニティリーダーの養成(コミュニティカレッジ等)やコミュニティ活動への参加を促す啓発事業等を支援します。

②各市町が実施する、コミュニティ組織の活動拠点となるコミュニティ施設整備や、コミュニティ施策の更なる充実に向けて支援を行います。

③地域づくりアドバイザーを派遣することにより、地域の特性を活かした地域づくり事業の円滑かつ効率的な推進を図り、個性的で魅力ある静岡県づくりを推進します。

④地域住民が自主的・主体的に運営する総合型地域スポーツクラブが、コミュニティの核として、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開するよう関係団体と連携して支援します。

#### (7) 地域のネットワークづくりの促進

①民生委員・児童委員・民生委員・児童委員協力員により、早期に相談・支援につなげる地域のネットワークづくりを促進します。また、支援が必要な人を確実に相談支援機関等につなげるため、福祉・保健・医療機関等の関係者や専門職との連携を促進します。

②住民が相互に協力し、子どもと子育て家庭を支援する小地域ネットワークづくりや、子ども会や母親クラブ等の子育て支援団体、地域子育て支援拠点等による子育て支援のネットワーク化を促進します。

③地域において、多頭飼育崩壊や飼い主の施設入居等により動物が取り残されることが課題となっていることから、福祉サービス事業所やシニアクラブ、民生委員・児童委員などと連携し、事態の早期相談、早期発見につながるネットワークづくりを促進します。

#### (8) 健康・福祉・地域活動に関する情報提供の充実

①県民だより、県ホームページ、メールマガジン「いきいき生活応援便」等を活用し、健康福祉に関する情報を迅速かつきめ細かく提供します。

②県民の生涯にわたって学び続ける意欲を高めるため、生涯学習情報発信システム「まなばっと」により子どもから成人までの学習情報を一元的に提供します。

③県社会福祉協議会と連携し、市町社会福祉協議会などのボランティアセンターにおける活動や運営を支援することにより、ボランティアに係る情報の提供やあっせん・調整などの推進を図ります。

④県ホームページを活用し、市町・民間団体等の子育て支援活動に関する情報を提供します。

⑤県ホームページの家庭教育支援情報サイト「つながるネット」において家庭教育支援に関する資料や情報を提供します。

41

## 2 多様な主体による双方向型の地域活動の推進



- |     |                          |
|-----|--------------------------|
| (1) | 県・市町社会福祉協議会の活動の充実        |
| (2) | 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり    |
| (3) | ボランティア・NPO等による地域活動の推進    |
| (4) | 企業等による地域貢献活動の推進と連携強化     |
| (5) | 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進   |
| (6) | 寄附や共同募金等への理解と取組の促進       |
| (7) | 多分野連携・協働による地域活動団体への取組の支援 |

### 現状・課題

○地域活動において、障害の有無や年齢、国籍、性別などによって、「支える側」、「支えられる側」という役割を固定せず、誰もが時に支え、支えられる存在となる「双方向型」の支え合いにより、その人が持つ能力に応じて社会に参加し、地域を共に創っていくことが期待されています。

○そのため、他人を支えるとともに、必要な時には躊躇なく助けを求める、「支えられる側」になることができるお互いの地域づくりが必要です。

○民生委員・児童委員の活動については、令和元年度の委員一人当たりの活動日数は130.9日であり、約3日に1日活動をしており、活動負担が大きい状況が続いている。また、平成31年3月に実施した民生委員・児童委員に対するアンケート調査では、委員になったことを「とても良かった」「良かった」と回答した割合が8割を超える一方で、「活動に負担を感じている」と回答した人の割合は6割以上ありました。

○地域におけるボランティア登録団体数は、平成29年度に3,018団体、令和元年度には2,857団体であり、NPO法人数については、平成29年度に1,281法人、令和元年度には1,264法人と伸び悩んでおり、住民主体の活動の組織化を促進する必要があります。

○地域福祉の推進には、社会福祉制度などの公的サービスだけでなく、住民、ボランティア、NPO等の自主的、主体的な地域活動のほか、社会福祉法人、社会福

42

祉協議会、企業などの民間組織の力を活用した活動を一層促進していく必要があります。

○平成28年3月の改正社会福祉法において、社会福祉法人は、地域において公益的な取組を積極的に行い、地域社会への貢献が求められることとなりました。これにより、地域に対して、法人が有する機能を提供したり、複数の法人の協働により、研修会の開催や地域における勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティアの受け入れなど、地域づくりの拠点としての役割が期待されています。

○地域活動を継続するためには、活動の財源を確保する必要があります。地域活動を支える財源としては、社会福祉法に位置付けられた共同募金がありますが、助成先には、住民・ボランティアによる地域活動を行う組織、NPO、社会福祉法人、県・市町社会福祉協議会などがあり、広く地域活動に活用されています。その他、クラウドファンディングやふるさと納税など寄附の方法も多様化しています。地域活動の支援を募る方法として寄附や募金などの活用の促進を図り、寄附等が地域貢献につながる活動として県民の理解が進むよう寄附文化の普及を図っていく必要があります。

○地域の生活課題は多様化、複合化していることから、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体が、福祉の分野を超えてお互いに連携・協働することが課題解決や地域福祉の推進において重要です。

### 施策の方向

○障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、誰もが時に「支える側」、「支えられる側」となりながら、「双方向型」の支え合いの下、一人ひとりが役割や生きがいを持って地域づくりに参加し、地域を共に創っていく地域共生社会を目指します。そのため、共生による地域づくりや参加支援などの取組を行う事例の紹介や啓発活動を通じて、地域共生の意識の醸成を図るとともに創意工夫による多様な地域活動を推進します。

○県・市町社会福祉協議会は、民間福祉活動の中核的な団体であり、市町における地域福祉推進の重要な役割を担っています。市町と連携し、県・市町社会福祉協議会の経営基盤の強化や事業の充実を図り、官民連携による地域福祉の推進を図ります。

○民生委員・児童委員は、住民の身近な相談者であり、行政と住民とのパイプ役を

果たすなど、地域福祉の推進者として大きな役割を担っています。こうした活動を支援するため、県民生委員児童委員協議会と協力し、民生委員・児童委員協力員の活用による負担軽減やその他活動の支援により、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を図ります。

○住民主体による地域づくりの推進のため、地域で活動するボランティア団体やNPOの人材育成、組織運営に係る支援などを行い、一層の活動の推進と活性化を図ります。

○地域の民間団体、組織である社会福祉法人、企業などの地域貢献活動との連携を図ることにより、地域活動への参入促進や活動の活性化を図ります。また、福祉の分野を超えて、住民と企業等との協働により、福祉関連産業、健康関連産業、環境関連産業などの領域で、地域密着型ビジネスやNPOの創設などにつなげることができますよう、創意工夫ある活動を促進します。

○社会福祉法人においては、地域における公益的な取組が求められていることから、地域の社会福祉法人間のネットワークの構築を図り、住民等と地域の生活課題を共有し、協働による生活課題の解決に向けた取組を推進します。

○地域が地域を支える仕組みとして、共同募金活動に対する県民の理解を図ります。また、クラウドファンディングやふるさと納税などの多様な寄附方法の活用や普及により、多くの人が地域福祉に关心を持ち、寄附等を通じて地域活動に参加できるよう、寄附文化の醸成や地域福祉に対する理解促進を図り、地域活動の活性化につなげます。

○福祉の分野を超えて、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの多分野との連携・協働を図る、地域活動団体の取組等を支援します。



43

44